保岡　興治	衆議院議員	保岡興治後援会連合会
吉田六左エ門	衆議院議員	豊政会
米　正剛	衆議院議員	日本の進路21
若泉　征三	衆議院議員	総研

○総務省告示第五百四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消し等の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年十一月三十日

総務大臣　原口　一博

法第十九条第三項第二号による届出

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
小野　晋也	衆議院議員	OAK・TREEフォーラム	東京都千代田区永田町二―一―二	小野　晋也	二一、八、四
加藤　紀文	参議院議員	紀伸会	東京都中野区中央四―一四―一九	加藤　紀文	二一、一〇、八
佐藤　剛男	衆議院議員	福活21	東京都千代田区永田町二―一―二	佐藤　剛男	二一、八、一七
鈴木　恒夫	衆議院議員	鈴木恒夫政経研究会	神奈川県横浜市港北区新横浜三―一八―五	鈴木　恒夫	二一、九、一〇
萩山　教厳	衆議院議員	教友会	東京都千代田区永田町二―二―一	萩山　教厳	二一、八、二〇

代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
上條　密門	長野県議会議員	現代思想研究会	長野県松本市旭二―一一―一	二一、三、二七

備考　現代思想研究会については、資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は上條密門である。

○財務省告示第三百八十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の四第一項後段の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、一の特恵受益国等を原産地とする一の特定特恵鉱工業産品等の輸入額等が限度額等の五分の一を超えることとなった特恵受益国等、特定特恵鉱工業産品等及び月を次のとおり告示する。

平成二十一年十一月三十日

財務大臣　藤井　裕久

一　次表の上欄に掲げる関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第三の区分に応じ、次表の中欄に掲げる特定特恵鉱工業産品等及び同表の下欄に掲げる特恵受益国等

項名	特定特恵鉱工業産品等	特恵受益国等
七	関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下この表において「関税率表」という。）第二九二二・四二号の一に掲げる物品	中華人民共和国
六三	関税率表第七一・一三項に掲げる物品	中華人民共和国
六八	関税率表第七二〇二・六〇号に掲げる物品のうちニッケルの含有量が全重量の三三％未満のもの	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 コロンビア
七七	関税率表第八一・〇三項、第八一〇六・〇〇号、第八一〇七項、第八一〇八・九〇号、第八一一一・〇〇号、第八一一二・二一号、第八一一二・二二号、第八一一二・二九号、第八一一二・五一号、第八一一二・五二号、第八一一二・九五号、第八一一三・〇〇号又は第八一一三・〇〇号に掲げる物品	南アフリカ共和国

二　輸入額等が限度額等を超えることとなった月　平成二十一年十月

○財務省・農林水産省・経済産業省告示第十四号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二条第三項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を次のとおり定め、平成二十一年八月告示する。

平成二十一年十一月三十日

財務大臣　藤井　裕久
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁
経済産業大臣　直嶋　正行

（対象とすべき事案）

第一条　対象とすべき事案は、国際的な金融秩序の混乱に関する事案とする。

（実施期間）

第二条　実施期間は、平成二十二年三月末日までとする。

（危機対応業務の対象となる者）

第三条　危機対応業務の対象となる者は、次のとおりとする。

一　行政庁から業務停止命令等を受けた金融機関を取引金融機関とする中小企業者等（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「法」という。）別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号。以下「令」という。）第四条第二号イからヌまでに掲げる者であって、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。第六条第一項第五号イにおいて同じ。）を除いたものをいう。以下同じ。）又は取引金融機関から総与信高の減少等を要求された中小企業者等であって、中長期的に、資金繰りが改善し、かつ、経営が安定することが見込まれるもの

二　国際的な金融秩序の混乱に伴う景況悪化により、一時的に売上の減少その他の業況の悪化を来している中小企業者等であって、中長期的に、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

三　国際的な金融秩序の混乱による関連企業の倒産により、一時的に経営に困難を来している中小企業者等であって、中長期的に、経営が安定することが見込まれるもの

四　国際的な金融秩序の混乱により、一時的に業況又は資金繰りの悪化を来している中堅企業等であって、中長期的に、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの又はその資金繰りが改善し、かつ、経営が安定することが見込まれるもの

五　国際的な金融秩序の混乱により、一時的に業況又は資金繰りの悪化を来している中堅企業等（経済成長戦略大綱（平成十八年七月六日財政・経済一体改革会議決定）等における新産業の創出又は活性化を図る事業その他の企業活力の向上に資する事業を実施するものに限る。）であって、その経営基盤の安定を図ることにより、中長期的に、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの又はその資金繰りが改善し、かつ、経営が安定することが見込まれるものに対して、出資並びに資金の拠出及び貸付けを行うことを目的とする組合又は事業体（投資事業